

必要な予防接種、健診、受診を控える方への注意喚起のお願い

必要な時期に必要な予防接種や健診を受けることは、子どもが健やかに成長するために必要なことです。

令和2年10月からは、ロタウイルスワクチンが定期予防接種に追加されます。

センターからのお知らせNo.5でもお願いしましたが、新たな予防接種のお知らせ等に合わせ、接種控えや受診控えがないよう、住民方への情報発信を含めた対応をお願いします。

産後ケア事業の法制化について

令和元年12月6日に「母子保健法の一部を改正する法律」が公布され、「産後1年を超えない女子及び乳児に対する産後ケア事業」の実施が市町村の努力義務として法定化され、令和6年度末までの全国展開を目指すとされました。（参考：令和元年11月現在 県内72市町村で実施）

令和2年8月には、「産前産後サポート事業ガイドライン」「産後ケアガイドライン」が改訂され、8月11日にメール配信しました。ぜひ、ご一読いただき、各市町村の実施要領等の改定が必要な場合は、対応をお願いします。



乳幼児健診等母子保健情報における情報連携について

「デジタル手続法」の成立に伴い、令和2年3月26日付厚生労働省事務連絡「母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報」（特定個人情報番号86）に係るスケジュールについて」が発出されております。それによると、今年度10月ごろから本格運用が開始の予定となっています。

運用が進むと妊婦健診・乳幼児健診・予防接種等の個人の健康情報歴を本人が確認できる、転居時に市町村間で引き継がれることで切れ目ない支援につながるなどがあります。

本格運用に向け準備が進んでいることと思いますが、データ入力方法等については各市町村が契約したシステム事業者へ、運用等については厚生労働省母子保健課（☎03-5253-1111 内線4973、4979）にお問い合わせください。

センターからのお知らせ

- 当センターで例年開催している「母子保健技術研修」等のご要望もいただいておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催の見通しが立たない状況です。
- 当センターでは、母子保健に関する調査・分析、情報発信を行っています。今年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、「センターからのお知らせ」に重点を置き、センターの体制や活動方針に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う各市町村の乳幼児健診の工夫や実施状況等を紹介してきました。

そんな「センターからのお知らせ」は、お役に立っているでしょうか。今回、今年度発行してきたお便りをすべて添付いたします。活用していただければ幸いです。

また、機会を改めまして、より有効なお知らせにするためのアンケート調査を実施する予定です。ご協力をお願いします。

コロナ禍での母子保健活動は、まだまだ手探り状態です。「こんなことをやってみました」「こんな方法、あります」などの情報をお待ちしています。



<連絡先>◎信州母子保健推進センター 県保健・疾病対策課 直通電話 026 (235) 7141

担当地域（保健福祉事務所）	母子保健推進員	配置場所・連絡先
佐久・上田・長野・北信・長野市	小山	保健・疾病対策課 026 (235) 7141
諏訪・伊那・飯田	吉田	飯田保健福祉事務所 0265 (53) 0444
木曾・松本・大町	傳田（でんだ）	松本保健福祉事務所 0263 (40) 1937